

2023年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業
調査レポート

フランスの個人所得税

(2024年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)
パリ事務所

海外展開支援部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）パリ事務所がフィダル法律事務所に作成委託し、2024年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびフィダル法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびフィダル法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・パリ事務所

E-mail：PRS@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 戦略企画課 個別支援班

E-mail：Platform-bda@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

第1部：税務上の居住者.....	1
1.1. フランス国内法に基づく税務上の居住者の定義.....	1
1.2. 日仏租税条約に基づく税務上の居住者の定義.....	2
❖ 恒久的住居とは.....	3
❖ 人的及び経済的關係がより密接とは.....	3
❖ 常用の住居とは.....	3
第2部：フランスにおける個人所得課税.....	4
2.1. フランス税制の一般事項.....	4
2.1.1. 居住者および非居住者を問わず共通適用となる一般原則.....	4
2.1.2. フランスの税務上の居住者のみに適用される一般原則.....	6
2.1.3. フランスの税務上の非居住者のみに適用可能な一般原則.....	7
2.2. フランスで得ている給与所得に対する課税.....	8
2.2.1. フランスの税務上の居住者である従業員.....	8
2.2.2. フランスの税務上の非居住者がフランスで職業活動を行っている場合..	10
第3部：フランスへの派遣社員（Impatriés）に適用されるフランスの税制.....	11
3.1. 派遣社員の定義.....	11
3.2. 優遇税制.....	12

第1部：税務上の居住者

納税者の税務上の居住地を確定する作業は、ある国における税務状況を明確にする上での前提条件となる。

個人に関して言えば、税務上の居住地を定めることにより税務上の義務を定めることができる。原則、ある国において税務上の居住者とされる納税者は、当該国において全世界収入に対し課税される。一方、税務上の居住者でない場合、当該国から得た収入のみが課税対象となる。

フランス国内法はこの概念を後述の 1.1. で定義する。しかし、国内法に基づき税務上の居住者とみなされても、1.2 に述べる日仏租税条約を適用することで税務上の居住者ではないと判断される可能性がある。これは 2 か国間協定が国内法に対し上位規定とされるためである。

1.1. フランス国内法に基づく税務上の居住者の定義

個人所得税に関し、以下の 4 つの条件のひとつでも該当すればフランスにおける税務上の居住者とみなされる。

a. フランス国内に世帯がある人

世帯とは個人あるいはその家族が日常的に居住している場所である。職務遂行の必要性やその他の例外的な理由により、一時的に他の場所に滞在することは問題とはならない。この基準における家族とは配偶者、子供（主として未成年者）あるいは内縁関係の伴侶を含むが、親、兄弟姉妹は含まない。納税者が独身で扶養家族がない場合、世帯とは出張以外で日常的に居住し、生活の中心となる場所と定義される。

b. 主な滞在地はフランスであること

前述の基準とは反対に、ここでは当該個人のみに関する滞在地のことであり、その家族の滞在地は関係ない（例えばホテル住まいなど滞在条件を問わない）。一般に、暦年内に 183 日以上フランスに滞在するだけで当該年度についてはフランスに主に居住していたとみなされる。

c. 従業員であるか否かを問わず主にフランスで職業活動を行っている人

会社経営者については特別規定がある。フランスに本店が所在し、年間売上が 2.5 億ユーロ以上の会社経営者はフランスで主に職業活動を行っているとはみなされる。

会社経営者とは、経営を担う取締役会会長（*président du conseil d'administration*）、代表執行役（*directeur général*）、代表執行役補佐（*directeurs généraux délégués*）、執行役会会長および役員（*président et les membres du directoire*）、SARL（有限会社）形態の会社の経営者（*gérants*）、その他同等の職権を有する責任者が対象となる。

d. 経済的利益の中心がフランスにあること

当該個人が主な投資を行っており、そのビジネスの本拠があり、資産を管理し

ている場所である。また、職業活動の中心、あるいは年金などその収入の大部分を得ている場所も対象となる。

上記の基準はすべて満たす必要はなく、一つでも該当すればフランス国内法に基づきフランスにおける税務上の居住者となる。

フランスでは税務上の居住者を定義するにあたり国籍は問わない。フランス人でも外国人でも所得に関する課税規定はまったく同じである。上述の規定は、同じ世帯内であっても個別に適用され、家族内で税務上フランスの居住者となる者と日本の居住者となる者が生じる可能性もある。

1.2. 日仏租税条約に基づく税務上の居住者の定義

所得の二重課税を回避し、また脱税防止のため、フランス共和国政府と日本国政府は1995年3月3日に租税条約を締結した。その後、2007年1月11日に改定されている。日仏租税条約及びその改定書は協定と二国間でやり取りした書簡からなり、日本国両政府は共に2019年1月1日に本租税条約改定書を批准した。

まず、日仏租税条約の受益者は日仏両国の居住者に限られる。

税務上の居住者の概念は、日仏租税条約第4条1項に定められている。

「この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店または主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方国において課税される者を含まない。」

ある個人が、日本とフランス両国において居住者とみなされる場合、後述する日仏租税条約の分析が、まず日仏租税条約そして各国の国内法に基づき、当該個人がどちらの国の居住者とみなされるべきかにつき定める際の参考となる。

日仏租税条約第4条1項に基づき、ある個人が日本およびフランス双方の居住者とみなされる場合につき、同条約第4条2項は下記のとおり対処するよう定めている。

- a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害の関係の中心がある国）の居住者とみなす。
- b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。
- c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

- d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

判例に基づき、租税条約第4条2項の適用に際しては、本条項に記載される順番に従い（すなわち a→d の順で）基準条件を検討する。すなわち a) に定められる基準によって二重居住地の問題が解決できる場合には b) 以下を検討する必要はない。

❖ 恒久的住居とは

「恒久的住居 (foyer d'habitation permanent)」とフランス国内法に定められている納税者の「世帯 (foyer)」を混同してはならない。恒久的住居の基準は、住居を所有しているか否かにかかわらず、長期間にわたり使用することができる住居があるか否かである。例えば年に2回しか使用していない場合でも、いつでも住むことができる住居があるということで「恒久的住居」を有していると判決されたケースがフランスにはある。

❖ 人的及び経済的関係がより密接とは

2つ目の基準は、人的及び経済的関係がより密接(重要な利害の関係の中心がある国)であることと定めている。

- 経済的関係については、あらゆる所得の源泉、納税者が所有する事業や企業の所在地、資産を管理する場所、資産の所在地を検討する必要がある。
- 人的関係については、次の点を検討する。社会的政治的活動への参加、子供の学校、日常生活の出費、治療、車の登録、電気や電話の消費、郵便物の配達先、テレビの使用料や電話の領収書、各種機構に通知した住所、家具搬出入の事実、投票者リストへの登録、住居周辺における頻繁かつ定期的な購入を立証できる銀行カードの支払いなど。

人的関係と経済的関係はどちらかがより重要ということはない。このため経済的関係と人的関係の評価がそれぞれの国に分かれることもあり、決定的な基準とならないこともある。この場合は次の基準で判断しなければならない。

❖ 通常の居住地とは

通常の居住地とは、最も頻繁に居住している場所であり、その人の通常の生活パターンの一部を形成し、一過性以上の性質を持ち、その国への滞在の頻度、期間、規則性を考慮して評価される。

これらの基準を検討してもいずれの締約国の税務上居住者かを定めることができない場合、当該個人が有する国籍の国の居住者となる。

当該個人が二重国籍者であるまたはいずれの国籍も有していない場合、締約国の税務当局同士の合意に基づき定められる。実際、かかるケースは非常に稀である。

第2部：フランスにおける個人所得課税

2.1. フランス税制の一般事項

2.1.1. 居住者および非居住者を問わず共通適用となる一般原則

❖ 世帯単位の課税

まず、フランスにおける所得への課税は、世帯単位での課税が原則となる。世帯単位に基づく課税の規則は、世帯の構成員である納税者、結婚や連帯市民協約（PACS）をしている場合には、夫婦または両パートナー、子供、その他税務上扶養しているとみなされる者すべての所得を合算し、課税を一本化する。

例：フランスにおける税務上の居住者である夫婦であれば、フランスで課税対象となる各人の個人所得および共有所得を合わせて共に申告しなければならない。

もちろん、世帯単位は一人ということもある。例えば扶養家族のいない独身者、寡婦/寡夫、離婚者/別居者などである。

❖ 家族構成

« 家族係数 (Quotient familial) » のシステムにより、各納税者の家族構成や扶養家族に応じ、税額が軽減される。家族構成（独身、既婚、離婚/別居、寡婦や寡夫）および税務上扶養家族とみなされる者（未成年の子供、一定の条件下で学生である成年の子供、身体障害者）の人数に基づき、定められる世帯指数を除数とし、納税者の課税対象額を除する。

一方、この減税効果は下記の規則により制限されている。

- 家族係数に基づく控除には上限がある。
- 家族状況に応じ異なる *décote*（減税システム）がある。¹

家族係数は国籍に関係なく適用される。

❖ 課税対象所得のカテゴリー

フランス税法に基づく個人所得には8つのカテゴリーがあり、それぞれ異なる規則が適用される。主なものは以下の通り。

- 給与所得および職業活動から生じるその他所得
- 不動産所得
- 金融所得（株式等の配当や利子の収入）および残余財産の分配
- 不動産譲渡益

❖ 税率

所得税は世帯全体の所得に基づき、累進課税表に従い算出される。累進課税表は課税対象額に対し、数段階に区分されており、各段階で税率が定められている。参考までに 2023 年度の所得に対し適用される所得税の累進課税表を以下に紹介する。

¹ *décote* のシステムは非居住者には適用されない。

2023 年度所得に適用される累進課税表	
課税対象額 (世帯指数= 1)	税率
11,294 ユーロ以下	0 %
11,294 ユーロ超 ~ 28,797 ユーロ	11 %
28,797 ユーロ超 ~ 82,341 ユーロ	30 %
82,341 ユーロ超 ~ 177,106 ユーロ	41 %
177,106 ユーロ 超	45 %

例：独身者（世帯指数 1）、課税対象額 30,000 ユーロ。税控除等なし。家族係数は 30,000 ユーロ。

所得税の計算：

11,294 ユーロまで：0 %

11,295 ユーロ ~ 28,797 ユーロ： $(28,797 - 11,295 \text{ ユーロ}) \times 11 \% = 17,502 \text{ ユーロ}$
 $\times 11 \% = 1,925.22 \text{ ユーロ}$

28,798 ユーロ ~ 30,000 ユーロ： $(30,000 \text{ ユーロ} - 28,798 \text{ ユーロ})$
 $\times 30 \% = 1,202 \text{ €} \times 30 \% = 360,60 \text{ €}$

所得税額：2,285.22 ユーロ

株式等の配当所得や株式等の譲渡益には 30%の一律課税を適用することができる。この税率の内訳は 12.8%の所得税率と 17.2%の社会保険補填税率となる。一律課税を適用する所得については累進課税の対象とはならない。

不動産譲渡益についても同様に、一律 19%課税（さらに社会保険補填税が課せられる）される。

最後に、下記の高額所得納税者に対しては特別負担金が課せられる。

- 独身、寡婦または寡夫、離婚者で所得が 250,000 ユーロを超える場合
- 既婚または連帯市民協約を結んでおり、その合計所得が 500,000 ユーロを超える場合

負担金の掛け率は単独納税者であれば、所得が 250,000 ~ 500,000 ユーロの場合 3%であり、所得が 500,000 ユーロを超える場合には 4%となる（夫婦やパートナーがいる場合は 500,000 ユーロ ~ 1,000,000 ユーロの所得に対し 3%、1,000,000 ユーロを超える場合には 4%）。

この特別負担金は所得税や場合によっては社会保険補填税に加えて課される。

❖ 確定申告

フランスで課税対象となる所得を得ている者は、フランスの税務上の居住者であるか否かを問わず、確定申告書を提出する義務がある。これは雇用主がすでに源泉徴収申告を行っている場合でも同様である。(2.2.1. および 2.2.2 参照)。

前年度の世帯単位での正確な状況を申告によって確定させる。
一般に、申告期間は毎年 4 月～6 月上旬 (例：2023 年度の確定申告の期限は、2024 年 5 月末迄)。

非居住者や初めてフランスで確定申告を行う場合には提出期限が短く設定されているので注意が必要である。初めて確定申告を行うケースを除き、下記の税務局公式サイトを通じて申告を行う義務がある。

<https://www.impots.gouv.fr/accueil>

❖ 不動産富裕税

フランスでは不動産富裕税を導入している。不動産富裕税は、国籍を問わず、1 月 1 日時点で、不動産の資産価値が 1,300,000 ユーロを超える (世帯レベルで評価) 個人に課せられる。

フランスの税務上の居住者である個人は、上限なく課税される。そしてフランスの国内外を問わず所有するすべての不動産が対象となる。

一方、フランスの税務上の居住者でない個人に対しては、以下の通り課税される。

- フランスに所在する不動産の権利
- フランスあるいはフランス国外に所在する企業の株式を所有している場合、その保有株額に、当該企業がフランスに所有する不動産資産価値の総資産額に対する割合を掛けた額

直近 5 年間にフランス国外の税務上居住者であり、新たにフランスの税務上の居住者となった個人は、フランスにおける資産に対してのみ富裕税が課される。この特別措置は暫定的であり、フランスに住居を定めてから 5 年目の 12 月 31 日まで適用可能である。

2.1.2. フランスの税務上の居住者のみに適用される一般原則

まず、フランスにおける居住者はその世界所得 (フランス国外を源泉とする所得を含む) を対象とし、課税される点に留意する。例えば、フランスの税務上の居住者が日本で受け取る配当や利子はフランスにおいて課税対象となる。

フランスの税務上の居住者は所得以外にも税務当局に申告するものがある。
例えば、所得申告と同じタイミングで以下につき確定申告をする義務がある。

- フランス国外で開設、所有、使用あるいは閉鎖した銀行口座の明細
- フランス国外に所在する保険会社で加入している生命保険契約などの契約書の詳細
- フランス国外に所在する企業、法人、機関で開設、所有、使用あるいは閉鎖した電子資産口座の詳細

フランスの税務上の居住者はタックスクレジットや減税措置を享受することもできる。例えば、家政婦、庭師やベビーシッターを雇う場合や寄付を行う場合などに税控除

がある。

所得には所得税に加え社会保険補填税が課される。社会保険補填税の掛け率は所得のタイプによって異なるが、17.2%が上限となっている²。

2.1.3. フランスの税務上の非居住者のみに適用可能な一般原則

税務上の非居住者は、フランスを源泉とする所得³を除いて、所得税は課せられない。例えば租税条約に基づき、フランスにおいて課税可能なフランス源泉の所得とは、フランスに所在する不動産から生じる所得である。

フランスの税務上の非居住者が受給するフランス源泉の所得には、フランスにおける居住者と同じ規則が適用される。その所得のタイプに応じ、適用される規則に従う。しかし、前述のタックスクレジットのようないかなる控除も適用することはできない。

フランスの居住者と同様に、非居住者である納税者（フランス人であろうと外国人であろうと）に課せられる税金は累進課税表、家族係数、家族係数の上限規定を適用し算出される。ただし、*décote*（減税システム）は適用されない。原則として、特別規定が適用され、課税対象額が 28,797 ユーロ（2023 年度）以下までは 20%、28,797 ユーロを超える場合は、30%の税率を適用し、算出される金額を下回することはできない。

ただし、フランスと租税条約を締結している国の居住者である場合、租税条約に基づきフランスで課税可能な所得のみを対象とし課税される。納税者が、フランスおよび海外源泉の合計額にフランスの累進税率を適用した場合の平均税率が、20%および 30%の最低税率よりも低くなることを正当化できる場合は、20%、30%の最低税率は適用されない。

例：フランス国外に居住する納税者で既婚、子供 2 人。2022 年度の所得は以下の通り。

- フランス源泉所得：課税対象となる不動産所得（ネット額）：7,500 ユーロ
- 海外源泉所得：給与所得：50,000 ユーロ（10%の職業経費を差し引いた後の課税対象額は 45,000 ユーロ）
- 合計：57,500 ユーロ

フランス源泉の所得のみを対象とし最低税率（20%）を適用した税額：

7,500 ユーロ x 20% = 1,500 ユーロ

フランスの累進課税率（2022 年度）を適用し全世界所得を対象とし算出される理論上の税額：2,219 ユーロ

課税率：2,219 / 57,500 = 3.86%

課税率は 20%を下回っているため、フランスで課税される最終税額は 7,500 x 3.86% = 289 ユーロ（1,500 ユーロではない）

² 社会保険法第 136-1 条、136-6 条、136-7 条

³ 一般税法第 4A 条および 164 B 条

連帯負担金 (CSG) と社会保険補填税 (CRDS) が非居住者に適用される (税率 9.7%)。しかし、適用されるのは以下の所得に限られる。

- フランスに所在する不動産から生じる所得
- フランスを源泉とする不動産譲渡益

これらの負担金は所得税に加えて課される。

資産所得や金融所得に対しては、7.5% の連帯税が所得税に加えて源泉徴収される。

2.2. フランスで得ている給与所得に対する課税

税務上のフランスの居住者に関する一般規定につき説明したが、給与所得に対する課税そして源泉徴収に関する雇用主の義務につき詳細に説明する。

2.2.1. フランスの税務上の居住者である従業員

2.2.1.1. 一般規定

従業員がフランスの税務上、居住者である場合、2.1 にて説明した所得に対する税金のすべてあるいは、一部は雇用主により給与から差し引かれる。本税の支払いは源泉徴収によって行われる。給与から直接差し引かれるこの源泉徴収は、毎月給与明細書に記載される。

源泉徴収は、差し引きが行われる年度の税が対象となっており、源泉徴収額と確定税額との間で生じる差額は、納税者に返済されるか納税者が精算しなければならない。

源泉徴収額は税務当局が通知する個別税率に基づき算出される。個別税率がない場合は、税務当局が定める所得に応じた固定税率が適用される。

各世帯別にフランスの税務当局が定める税率に応じて源泉徴収が行われる。税率は前々年度 (N-2 年) の所得税のベースに基づいて算出され、N 年の 1 月から 8 月まで源泉徴収の算出に適用される。そして、前年度 (N-1 年) の所得税のベースに基づいて算出される税率は、N 年の 9 月から 12 月まで源泉徴収の算出に適用される。一世帯の税金の算出に使われる個別税率は雇用主に通知される。

税務当局から雇用主に通知される率は一世帯全体の経済状況を明らかにしてしまうため、従業員は固定税率を選択することも可能である。この場合、税務当局は個別税率を雇用主に通知しないため、雇用主は固定税率を適用することになる。

また、個別税率を算出できない場合にも固定税率を適用することになる。例えば、納税者が関連情報を税務当局に申告していない場合である (納税者が一度もフランスで所得申告をしていない場合など)。

固定税率は、それが義務か任意であるかにかかわらず、高めに設定されている点に留意する。

例：2023 年度において、月次給与所得が 3,317 ユーロ～ 3,734 ユーロである場合の固定税率は 11.9%。

フランスに赴任する際、家族構成を考慮した個別税率を算出してもらえよう予めフランスの税務当局に申請することができる。このためには住所を管轄する税務署へ

N°2043-SD 番の申告書を提出する必要がある。

2.2.1.2. フランスの税務上の居住者である従業員の源泉徴収に関する雇用主の義務

- 雇用主がフランスに所在しているか否かを問わず、フランス国内法に従い雇用主が源泉徴収を請け負う。雇用主はフランスの税務上の居住者である従業員を対象とし、毎月以下のような義務を負う。
- 税額算出
- 税額の差引
- 申告並びに源泉徴収した税金の税務当局への支払い

雇用主は毎月税務当局が定め、通知する税率を各従業員に適用する。これらの税率は従業員別に表になっており雇用主に事前に通知される。個別税率が通知されない場合には固定税率を適用する（前述の 2.2.1.1.参照）。

源泉徴収された税金の支払いが遅れた場合は遅滞金が生じる。支払いが遅れた額の5%の割増が課せられる。徴収や申告義務に違反すると雇用主の責任とされ罰金が科せられることとなる。罰金は違反对象となる金額の5%～80%と幅がある。源泉徴収した金額を税務当局へ支払わない、もしくは申告しなかった場合には刑罰が適用される可能性もある。

❖ 申告方法⁴

徴収した金額は、管轄当局に電子申告し自動支払いにて支払う。毎月 *Déclaration Sociale Nominative* (DSN) と称する申告を専用サイトである www.net-entreprises.fr を通じて行わなければならない。

当該月に支払われた給与に対する申告は、従業員数が 50 人以上で当該月内に給与振り込みを行う企業であれば、対象月の翌月の 5 日までに申告し、その他の企業は翌月の 15 日までに申告する。

定められた期限内に DSN を作成しない場合、あるいは従業員の申告漏れが生じた場合、従業員一人につき社会保険当局が定める月次上限額（病欠手当、年金等の算定基準となる金額 2024 年度は 3,864 ユーロ）の 1.5% の罰金（従業員一人当たり 58 ユーロ）が科される。この罰金は 1 カ月遅延する毎に遅延した月数分が科され、雇用主が最後に申告した従業員数に応じて算出される。申告の遅れが 5 日を超えなければ、罰金額は月次上限額の 150% が上限とされる。ただし、この措置は年に 1 度しか適用することはできない。

フランスに居住している従業員がフランスで義務付けられている社会保険制度に加入していない場合、外国に所在する企業は DSN ではなく *Pasrau* と称する申告を行わなければならない。*Pasrau* もまた www.net-entreprises.fr を通じて、行い、源泉徴収

⁴ 雇用主に課されている申告義務がある一方で、従業員もまた対象年度内に得た課税対象となる給与額を含む全所得を申告する義務がある。従業員の給与所得は雇用主が管轄当局へ申告しているためすでに申告書に記載されている。

した翌月の 10 日までに申告しなければならない。

外国企業が正規に源泉徴収を行うためには www.net-entreprises.fr にアクセスしなければならない。このためにはフランスで登録をする必要がある。

- 所得税のみならず、フランスにおける社会保険機構へ社会保険料を納付しなければならない。外国に所在する企業は外国企業センター（Centre National Firms Etrangères- CNFE、住所：67945 Strasbourg Cedex 9 – France）に定型（EE0）の登録申請書を提出する。
- フランスの社会保険制度に加入していないフランスの税務上の居住者の雇用主は、外国企業担当税務局（Service des impôts des entreprises étrangères、住所：TSA 20011 10 rue du Centre 93465 Noisy-le Grand Cedex）に定型申請書（E0）を提出し登録する。

フランスの税務当局への支払いは、「SEPA B2B」と称する銀行引き落としシステムを通じて行われる。従い、フランス国外に所在する企業は SEPA（単一ユーロ決済圏）のシステムが有効な SEPA 域内に銀行口座を保有する必要がある。

フランスに拠点がない日本企業の場合、フランスに所在する税務代理人を指名することができる。税務代理人は日本企業に代わり税金の徴収義務を請け負う。

2.2.2. フランスの税務上の非居住者がフランスで職業活動を行っている場合

日仏租税条約の 15 条に定められる一時的な任務遂行の場合を除き、従業員であるか否かを問わず、フランス国内で行う職業活動から得られる所得に対し非居住者はフランスで課税される。

この場合、雇用主は源泉徴収を行う義務がある。この義務は雇用主がフランスに所在しているか否かは関係ない。以下に列挙する義務はフランスで課税対象となる職業活動を行う非居住者の雇用主に等しく適用される。

- 税金を計算する。
- 税額を差し引く。
- 申告する。
- フランスの税務当局へ源泉徴収した税金を納める。

源泉徴収のベースはフランスの労働日数および支払い給与に応じて定められる。ベースは 10% の職業経費を差し引いた課税対象ネット額である。税額の算出方法は累進課税方式で、課税対象額に応じ 3 つの段階に分かれており、それぞれに対し 0%、12%、20% の税率を適用し、算出する。

例えば、2023⁵ 年度に受給した所得に適用される一般税法 182 A に定められる計算表は以下の通りとなる。

⁵ 数値は毎年変わる

期間に応じた所得レベル (単位：ユーロ)					
税率	通年で フランスに おいて就労	四半期単位 でフランス において就 労	月単位で フランス において 就労	週単位でフ ランスにお いて就労	1日単位で フランスに おいて就労
右記の金額ま では0%が適 用	16,050	4,013	1,338	309	51
右記の金額を 上限とし12% が適用	46,557	11,639	3,880	895	149
右記の金額を 超える部分に ついては20% が適用	46,557	11,639	3,880	895	149

例：非居住者で2023年度に1か月間フルタイムで就労。月次ネット収入（各種社会保険差し引き後の金額）は5,000ユーロ。

源泉徴収ベース（10%の職業経費差し引き後の金額）：5,000ユーロ × 90% = 4,500ユーロ

計算式：

$(3,880 \text{ ユーロ} - 1,338 \text{ ユーロ}) \times 12\% = 305,04 \text{ ユーロ}$.

$(4,500 \text{ ユーロ} - 3,880 \text{ ユーロ}) \times 20\% = 124,00 \text{ ユーロ}$.

税額：305,04ユーロ + 124,00ユーロ = 429,04ユーロ（四捨五入し429ユーロ）

源泉徴収が発生した四半期の翌月の15日までに（例：第1四半期中に発生した源泉徴収であれば4月15日までに）、申告書（n°2494-SD）を本店を管轄する税務署へ送り、同時に支払いも行う。

雇用主が源泉徴収を怠った場合、あるいは税務当局へ納付しなかった場合、調査の際に本来支払うべき税金の他に罰金が科されることになる。1ヵ月を超えて遅延すると9,000ユーロの罰金および禁固5年の刑に科されるリスクが生じる。

第3部：フランスへの派遣社員（Impatriés）に適用されるフランスの税制

3.1. 派遣社員の定義

フランスの国内法である一般税法第155B条は、派遣社員に対する優遇税制を定めている。優遇税制は、以下の条件を満たす場合、フランスにおいて職業活動を行うために赴任した従業員に適用することができる。

- フランスに赴任する前の連続するに、フランス国内法（1.1参照）あるいは租税条約（1.2参照）に基づくフランスの居住者となったことはない。

- 一般税法 4 B 条 1 の a および b に定められるフランスにおける税務上の居住者である。すなわち、フランスに世帯があるかフランスが主要な滞在地であり、フランスで主な職業活動を行っている者のみが一般税法 155 B 条が定める優遇税制を享受できる。

例えば、上記の条件を満たす場合でも、日仏租税条約に基づくフランスの居住者ではない場合、優遇税制を適用することはできない。優遇税制の対象となるためには、フランスに所在する企業に雇用されるか、フランスに所在する企業に派遣されなければならない。

2 つの方法が可能 :

- ① 他国に所在する企業に招聘される場合。例えばグループ内の異動。
例：フランス国外に所在する企業に雇用されている者が、当該企業のフランスに所在する関連企業（法的または商業的関連）で、業務遂行するよう求められる場合。
- ② フランスに所在する企業の役職に就くためにフランス国外で、直接採用される場合。
例：フランスに所在する企業に採用される直前まで、当該フランス企業とは何の関連もない外国企業で働いている場合。

3.2. 優遇税制

上記のいずれのケースも、フランスに赴任してから 8 年目の 12 月 31 日まで、フランスの税務上の居住者である期間に対し、優遇税制が適用される。受益者は給与所得および外国源泉の資産所得につき、部分的に控除される。

給与所得については以下が控除される。

- フランスで業務遂行することと直接関連し追加的に支払われる手当（*prime d'impatriation*⁶）。控除額は、実額あるいは給与ネット総額の 30% のいずれかを選択することが可能。ただし、控除後の課税対象額が、社内あるいはフランスに所在する類似した企業において同等の役職に対し支払われる課税対象額を下回らないようにしなければならない。
- フランス国外における滞在が雇用主の直接的かつ独占的な利益を目的とする場合、フランス国外における業務遂行の対価である報酬額（基本給、追加的手当）

ただし、以下の二つの上限規定のいずれかが適用される。

⁶ 手当でも現物給与でも、受益者が一時的にフランスで業務遂行することと直接に関連している追加的報酬は所得税から控除される。例：生活指数手当、引越越し費用など。フランスへの異動に直接関連した追加的手当のみが控除の対象となりえる。契約書に定めてあってもその他の手当は対象外となる。

- フランス国内とフランス国外の両方で同時に業務をしている個人の税務上の控除総額は、全世界給与所得額の 50%を超えることはできない。
- フランス国外で行う業務に対する税控除額は、フランスにおける職業活動に対する報酬額の 20%を上限とする。

上記の 2 つの上限規定のうちいずれかを確定申告書を提出する際に選択する。

以下の所得に対する所得税は 50%控除される。ただし、社会補填税は居住者と同じように課される。

- 金融所得（配当、利子、証券、保険商品など）
- 受益者またはその相続人が受け取る著作権益、発明者が受け取る知的財産権の譲渡益（特許、工程、商標など）、独立したソフトウェアの開発者が受け取る利益
- 株式を譲渡した者又は会社がフランス国外に所在する場合、会社が有する権利や株式の売却によるキャピタルゲイン。
譲渡する際に欠損が生じれば譲渡額の50%を算入。

脱税防止を目的とした行政支援条項を含む租税条約をフランスと締結している国家あるいは領土に所在するフランス国外の者によって支払われなければならない。

また、派遣社員は、不動産富裕税についてもフランスに所在する資産のみが課税対象となるために優遇される。派遣社員がフランス国外に所有する不動産は、不動産富裕税の課税対象外となる。この点については 2.1.1 「富裕税」を参照。

派遣社員を対象とする制度を享受するためには一定の規定を遵守する必要がある。

フランスに赴任する前に同制度を適用するための条件を満たしているかどうかを確認することを勧める。